



投票は自身の未来のために

阿蘇市長選挙

投票方法

期日前 投票用紙に候補者名を記入してください。 **当日** 投票したい候補者の欄に“○”を記入してください。

投票場所

投票区	地区又は行政区名	投票所名
1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
2	古神区、西2区、東1区、東3区	一の宮体育館
3	分区	農業構造改善センター（分区公民館）
4	坂梨地区	坂梨公民館
5	古城地区	古城公民館
6	中通地区（荻の草、舞谷を除く）	中通公民館
7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館（阿蘇体育館東側道路向かい）
9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	阿蘇ふれあいプラザ北外輪
10	深葉	旧内牧小学校深葉分校
11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	内牧支所
12	狩尾地区	狩尾2区公民館
13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	赤水公民館
14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	阿蘇小学校体育館
16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
17	道尻、下役犬原、上役犬原	コミュニティセンター
18	山田地区（茗ヶ原を除く）	山田体育館（旧山田小学校体育館）
19	櫛木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	波野支所
20	小園、小地野、笹倉	なみの高原やすらぎ交流館
21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

事務所名が変わりました！

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告

阿蘇市選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3239

投票日 2月 21日 日

投票時間 午前7時～午後6時(荻の草、舞谷、深葉地区は午後4時まで)

選挙当日に投票所へ行けない人は、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

期日前投票

入場券をご持参ください。入場券をなくした人や届いていない人も今回の選挙の選挙権があれば投票できます。宣誓書は、各期日前投票所にも用意していますが、別に配布している宣誓書にご記入の上、ご持参頂くこともできます。※「選挙当日に投票できない理由(選択式)」「住所」「氏名」「生年月日」を記入してください。

●期日前投票所・投票期間

市役所本庁、内牧支所、波野支所

2月 15日(月)～20日(土)**●期日前投票時間**

午前8時30分～午後8時

不在者投票

※早めにお問い合わせください。

●他の市区町村(滞在地)で行う不在者投票

阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。※郵便等でのやり取りが必要ですので早めに申し出てください。

●指定病院等で行う不在者投票

不在者投票ができる施設として、熊本県から指定を受けた施設(病院や老人ホーム等)に入院(入所)中の人は、その施設で不在者投票ができます。指定施設での不在者投票については、その施設に申し出てください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人や、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」で郵便投票証明書の交付を受けている人は自宅で投票ができます。※郵便投票証明書の交付には、阿蘇市選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

●その他

期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生日の前々日まで不在者投票ができます。誕生日の前日から、期日前投票ができます。

感染症対策

感染症拡大防止のため、投票所に行く前の検温と手洗い、投票所でのマスク着用、手指消毒にご協力ください。

養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。
毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞご来園ください。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

広告

問税務課

☎ 22-3148

税の申告受付が始まります

2月16日(火)～3月15日(月) 開場 午前8時30分 受付 午前9時～午後4時

※感染症対策について、広報あそ1月号14～15ページを必ずご覧ください。

まずは所得税(国税)の確定申告が必要か確認

確定申告が必要な人

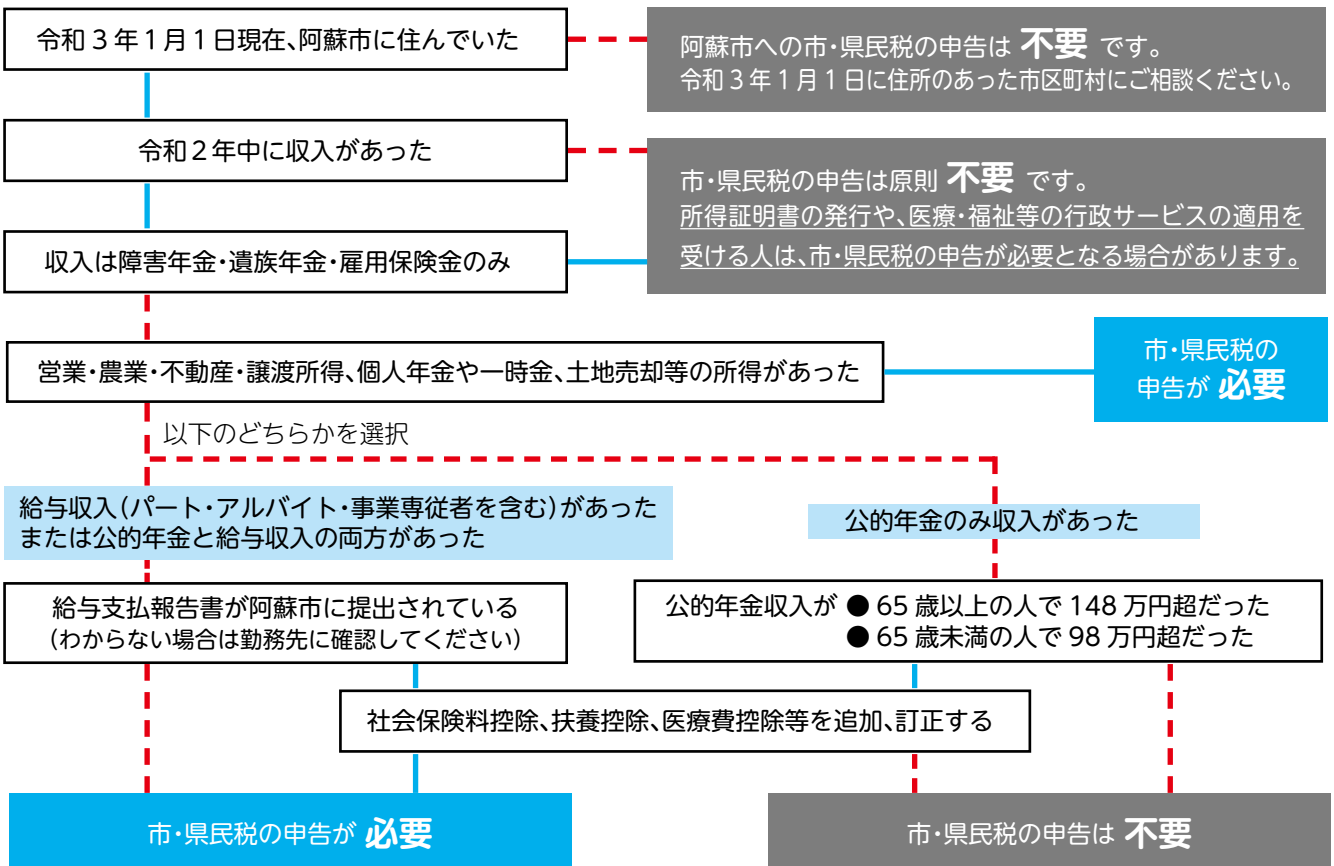
- ① 自営業者等で令和2年中の所得金額の合計が、控除合計額を超える(所得税を納める必要がある)
- ② 公的年金収入金額が400万円を超える
- ③ 公的年金収入金額が400万円以下であるが、公的年金以外の所得が20万円を超える
- ④ 年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超える
- ⑤ 給与支払を2ヶ所以上から受けている場合で、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得※以外の所得の合計額が20万円を超える ※収入と所得は意味が異なります
- ⑥ 源泉徴収や予定納税で納めた所得税が納め過ぎになっていて還付申告をする
- ⑦ ①～⑥にはあてはまらないが、各種控除を追加して、すでに納めた所得税の還付申告を行う

①～⑦のどれかにあてはまる場合は、税務署か市役所の申告会場で所得税の確定申告を行う必要があります(確定申告を行った場合は市・県民税の申告も併せて行ったことになります)。

※住宅ローン関係控除の初年申告や消費税の確定申告を行う人は、市役所会場での受付ができません。税務署で申告してください。

①～⑦のどれにもあてはまらない場合は、市・県民税(住民税)の申告が必要か確認

はい ———— いいえ - - - -



申告会場に持参するもの

- ① 印鑑（認印可。ただし、所得税の口座振替手続きを行う場合は金融機関届出印）
- ② マイナンバーカードまたは身分証明書（運転免許証など）
- ③ 所得を証明する書類
 - ・源泉徴収票（給与、公的年金など）
 - ・土地、建物、山林などの資産を譲渡（公共事業等の収用を含む）した場合は、契約書や証明書などの関係書類
 - ・個人年金や生命保険などの満期・解約時の受取金や一時金の額が記載された書類
 - ・事業所得や不動産所得の「収支内訳書」※、収支の確認ができる帳簿・通帳・領収書など

※前年に事業所得等（農業、営業、不動産）があった人には事前に収支内訳書作成の説明資料をお送りしていますので、申告前に作成して会場におこしてください。作成せずに来場された場合は受付ができません。
- ④ 所得控除額を証明する書類
 - ・社会保険料（国民年金や農業者年金保険料の支払いがある場合）の領収書など
 - ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
 - ・医療費控除の明細書または医療費の領収書、「医療費のお知らせ（要件を満たすもの）」
 - ・雑損控除の関係書類（熊本地震に係る損失額の計算書、前年の確定申告書の控えなど）

申告日程

今年は、一の宮地区 ⇒ 波野地区 ⇒ 阿蘇地区 の順で受付会場を開設します。

阿蘇地区の会場は、阿蘇市農村環境改善センター（農事研修室）です。

会場	月 日	対象となる行政区
【一の宮会場】 市役所本庁 北側別館大会議室	2月16日 日	町1区、古城5の2区、古城6区、舞谷、上役犬原、蔵原
	2月17日 日	町2区、北1区、分2区、古城7区、道尻、竹原
	2月18日 日	分1区、西仲町、桜町、福原、荻の草、下役犬原、西町
	2月19日 金	塩塚、下町、馬場、豆札、原口、東黒川、坊中
	2月22日 月	東1区、西1区、西3区、福岡、上町、古城5の1区、中原、片隅
	2月24日 日	北2区、西2区、古神1区、分3区、神石、東仲町、古城1区、下西河原
	2月25日 日	東2区、東3区、古神2区、古城2区、古城3の1区、上井手、上西河原、西下原
	2月26日 金	古神3区、古閑、古城3の2区、古城4区、下井手、西井手、上東下原、下東下原
【波野会場】 波野支所 会議室	3月 1日 月	小園、笹倉、大道、立塚、横堀、遊雀、仁田水、滝水
	3月 2日 日	楢木野、赤仁田、小地野、坂の上、中道、山崎、中江
【阿蘇会場】 農村環境改善センター 農事研修室	3月 3日 日	深葉、折戸、浜川、小池、今町、永草
	3月 4日 日	内牧1区、南宮原、乙姫
	3月 5日 金	内牧2区、小里、本村、茗ヶ原、元黒川、黒川千丁
	3月 8日 月	内牧3区、西小園、原の口、下の原、新村、上西黒川、下西黒川
	3月 9日 日	内牧4区、湯浦、山田、小倉、跡ヶ瀬、的石
	3月10日 日	内牧5区、西小倉、南黒川、狩尾1区、狩尾2区
	3月11日 日	宇土、黒流町、小野田町、北黒川、狩尾3区
	3月12日 金	西湯浦、鷲の石、赤水
3月15日 月	成川、枳、車帰	

日程表・準備物・注意事項などの詳細は、税務課・支所窓口に掲げ置きのリフレットにも記載していますのでご利用ください。